

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度が始まります。

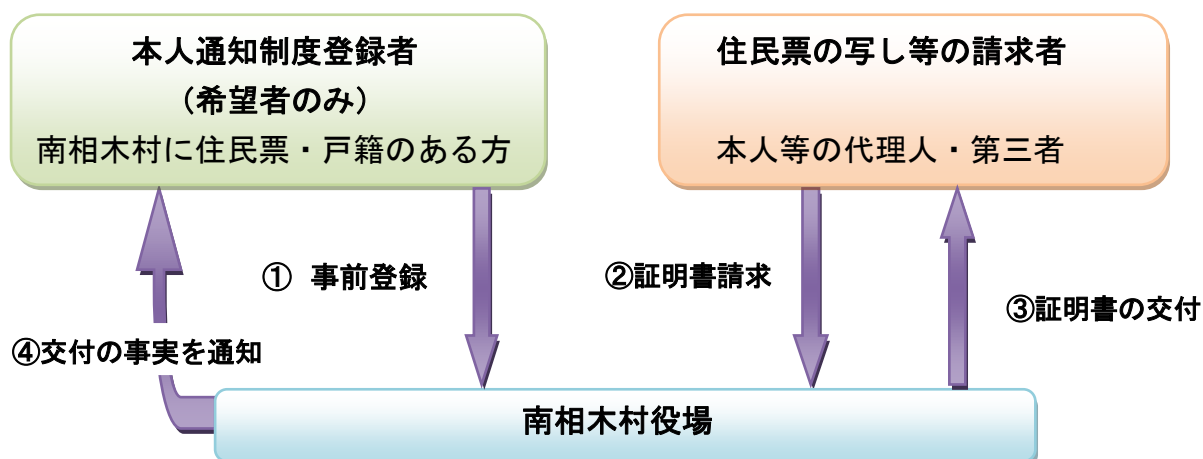
1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を、ご本人の代理人や第三者に交付した場合に、登録した方に対して、証明書を交付した事実を郵便でお知らせする制度です。

この制度により、証明書の不正取得の早期発見や不正請求の抑止を図ることができます。

※代理人や第三者からの交付請求があった場合に、登録者に交付の可否を確認する制度ではありません。

《制度の概要》



2 制度の開始日

平成26年10月1日から実施

3 登録できる方

南相木村に住民登録されている方又は南相木村に本籍がある方
(南相木村に住民票の除票又は除籍、改製原戸籍等がある方も含みます。)

4 登録の方法

南相木村役場住民課窓口にて申込書に記入していただきます。

ご本人又は代理人による申込みによって、それぞれ必要な書類が異なります。
詳しくは、裏面のお問合わせ先にご連絡下さい。

※登録料は、無料です。

※窓口まで来られない方は、郵送による申込みもできます。

5 登録期間

申込日から**3年間**です。なお、通知の開始日は申込日の翌日からとなります。
(申込日の翌日が閉庁日の場合、直近の開庁日から)
※登録期間終了の通知はありませんのでお気をつけ下さい。

6 通知対象となる証明書など

- 住民票の写し（本籍又は国籍・地域の記載のあるもの）
 - 住民票の記載事項証明書（本籍又は国籍・地域の記載のあるもの）
 - 戸籍の附票の写し
 - 戸籍の謄本又は抄本（全部事項証明書又は個人事項証明書）
 - 戸籍の記載事項証明書
- ※ 消除された住民票、戸籍の附票、改製原戸籍も含まれます。

7 通知内容

交付年月日、交付した証明書の種別（戸籍謄抄本、住民票等）、交付件数、交付請求者の種別（「代理人」又は「その他第三者」のいずれかを通知します。）

※ 証明書を取得した個人に関する情報は、通知いたしません。

※ 証明書の申請内容については、「南相木村個人情報保護条例」に基づき、本人からの開示請求ができます。

8 通知の対象とならない請求

- 住民票関係⇒本人、同一世帯員からの請求
- 戸籍関係⇒本人、同じ戸籍に記載されている方、直系の方からの請求
- 国又は地方公共団体からの請求
- 弁護士、司法書士等が訴訟、紛争の解決、遺言書の作成等の手続きについての代理業務による請求や、本人に通知することにより第三者の権利行使の妨げとなる場合

9 登録内容の変更や廃止

- 登録者の氏名や住所などに変更が生じた場合又は登録を廃止したい場合は、届出書を提出してください。
- 登録者の死亡や失踪宣告、登録期間満了に伴い更新の申請がない場合等は、登録を廃止します。

お問い合わせ先

南相木村役場 住民課

TEL 0267-78-2121 FAX 0267-78-2139

E-Mail jyumin@vill.minamiaiki.nagano.jp